

## 神奈川県環境基本計画の改定素案について

神奈川県環境基本条例第7条に基づき策定している神奈川県環境基本計画（以下「計画」又は「本計画」という。）の改定に取り組んでおり、第76回環境審議会及び県議会令和5年第2回定例会環境農政常任委員会における改定骨子案に係る審議を経て、このたび改定素案（以下「素案」という。）を取りまとめた。

### 1 骨子案からの主な変更点

- 第2章の施策分野「気候変動への対応」及び「循環型社会の形成」における主な施策について、並行して改定作業を行っている各分野の個別計画（神奈川県地球温暖化対策計画及び神奈川県循環型社会づくり計画）と整合を図る形で記載した。
- 第2章の各施策分野における指標を設定した。
- 第2章「横断的な取組」に各施策分野間の相互関係等について記載した。

### 2 現行計画との比較

#### (1) 計画の基本的事項等の比較

	現行計画	改定計画
計画期間	2016（平成28）年度 ～2025（令和7）年度 （10年間） ※ 社会状況等の変化を踏まえ、期間満了を待たず改定を行う。	2024（令和6）年度 ～2030（令和12）年度 （7年間）
基本目標	次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり	
計画の位置付け	本県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向性等を定めている。 総合計画における政策分野「環境・エネルギー」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものである。また、環境関係のその他の諸計画は、それぞれの分野の施策を計画的に推進することで環境基本計画を補完し、連携しながら環境の諸問題の解決を図るものである。	
施策体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大柱1：持続可能な社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化への対応</li> <li>・ 資源循環の推進</li> </ul> </li> <li>○ 大柱2：豊かな地域環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全</li> <li>・ 生活環境の保全</li> </ul> </li> <li>○ 大柱3：神奈川の力との協働・連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の育成と協働・連携の推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施策分野1：気候変動への対応</li> <li>○ 施策分野2：自然環境の保全</li> <li>○ 施策分野3：循環型社会の形成</li> <li>○ 施策分野4：大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減</li> <li>○ 横断的な取組</li> </ul>

## (2) 改定のポイント

- 本計画は、県の環境施策全体に係る方向性を示す基本的な計画であることから、各施策分野の個別計画における改定内容等を踏まえたものとする。
- 気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題が複雑化・多様化している状況や、SDGsが目指す「経済」「社会」「環境」の3つの側面のバランスが取れたよりよい未来を実現するという考え方を踏まえ、環境における各分野の相互関係や、経済や社会といった環境以外の分野との関係性についても考慮し、統合的な視点で同時解決を目指す視点を加える。
- 1997（平成9）年に本計画を初めて策定した際は、環境分野に係る個別計画が現在ほど整理されていなかったため、各分野の課題解決のための目標や施策の方向性について、本計画により直接的に対応することが求められていた。しかし、現在は、環境の各分野において、個別計画・指針等が多数策定され、その内容はより充実したものになっている。こういったことから、各施策分野を横断的に捉えるとともに、本計画が、環境施策における長期的な目標や基本的な方向性を示すものとなるよう改めて意識し、改定に当たる。
- 計画の進行管理に活用する「指標」について、施策の効果を象徴的に表すことのできる内容に見直す。

## 3 素案の概要

本計画における実施期間や施策の基本的な部分（3（1）～（4）下線部）は、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」により県議会の議決対象となっている。

### (1) 計画期間（議決対象）

国の第六次環境基本計画、本計画等を補完する各個別計画（神奈川県地球温暖化対策計画等）の目標年次等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする。

### (2) 基本目標（議決対象）

#### 次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

##### 設定理由

- ・ 環境は、生きるものすべての「いのち」の基盤であり、今の「いのち」は、環境を介して、未来の「いのち」へとつながる。また、良好な環境とは、県民が生きる喜びを実感し、生まれてよかった、長生きしてよかったと思える「いのち輝く環境」であり、これを次世代に継承していく必要がある。
- ・ こうした考え方は、現行計画策定後の社会状況等を踏まえても変わらないことから、引き続き、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げ、人と環境にやさしい社会の実現を目指す。

(3) 計画の施策体系（議決対象）

4つの施策分野と横断的な取組の5つで構成する。

- 施策分野1：気候変動への対応
- 施策分野2：自然環境の保全
- 施策分野3：循環型社会の形成
- 施策分野4：大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減
- 横断的な取組

→ 現行計画では、3つの大柱に属する形で、「地球温暖化への対応」や「資源循環の推進」といった施策分野を配置していたが、改定計画では、各分野間の相互関係を重視し、統合的な視点に立って課題解決に当たるため、大柱による分類を止め、各施策分野を前面に出した施策体系とする。また、階層構造をシンプルに分かりやすくすることで、各主体における取組の「自分事化」を促す。

(4) 施策分野ごとの取組の方向性（議決対象）

分野	取組の方向性
気候変動への対応	<u>未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。</u>
自然環境の保全	<u>生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組む。</u>
循環型社会の形成	<u>限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組む。</u>
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	<u>現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組む。</u>
横断的な取組	<u>持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組む基盤となる環境教育等を推進する。</u>

(5) 施策分野ごとの主な取組

分野	施策の柱	主な取組
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省エネルギー対策・電化・スマート化</li> <li>○ 人流・物流のゼロカーボン化</li> <li>○ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大</li> <li>○ 水素社会の実現に向けた取組</li> <li>○ イノベーションの促進（研究開発・新技術</li> </ul>

分野	施策の柱	主な取組
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ の実用化の促進等)</li> <li>○ 吸収源対策</li> <li>○ 循環型社会の推進</li> <li>○ CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出削減</li> <li>○ 横断的な取組（脱炭素教育の推進等）</li> <li>○ 県庁の率先実行</li> </ul>
	適応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業・林業・水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等）</li> <li>○ 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等）</li> <li>○ 自然生態系分野の対策（生物の分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策）</li> <li>○ 自然災害・沿岸域分野の対策（洪水、土砂崩れ等に関する災害対策）</li> <li>○ 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策）</li> <li>○ 産業・経済活動分野の対策（製造業、観光業に関する対策）</li> <li>○ 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等）</li> <li>○ 分野横断的な取組（情報発信、環境教育）</li> </ul>
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内のエリアごとの取組</li> <li>・ 丹沢エリア（ブナ林等自然林の保全・再生）</li> <li>・ 箱根エリア（自然公園の適正利用の推進）</li> <li>・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け）</li> <li>・ 都市・近郊エリア（身近なみどりの保全）</li> <li>・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり）</li> <li>・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全）</li> </ul>
	自然環境の保全に資する広域的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 野生鳥獣との共存を目指した取組</li> <li>○ 外来生物の監視と防除</li> <li>○ 法制度等を活用した緑地等の保全</li> <li>○ 水源環境の保全・再生</li> </ul>
	自然環境を保全するための行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など</li> </ul>
循環型社会の形成	資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出抑制、再使用の推進</li> <li>○ 再生利用等の推進</li> <li>○ 環境教育・学習及び人材育成の推進等</li> </ul>
	適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○ 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進</li> <li>○ クリーン活動の推進</li> </ul>
	災害廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物対策</li> </ul>

分野	施策の柱	主な取組
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	○ 大気環境の常時監視等 ○ 光化学オキシダント、PM2.5等への対応
	水環境の保全、更なる向上	○ 水質の常時監視等 ○ 土壌汚染・地下水汚染対策等 ○ 地盤沈下対策等 ○ 生活排水処理施設の整備促進
	騒音・振動等への対策	○ 工場、事業場等への立入検査等 ○ 自動車等騒音調査
	化学物質等によるリスクの低減	○ 実態把握、環境保全対策の推進 ○ アスベストへの対応
横断的な取組	環境教育・学習の推進	○ 県民による環境学習の促進 ○ 学校における環境教育への支援
	多様な主体との連携による施策の推進	○ パートナーシップによって推進する取組 ○ 国際貢献、広域的な取組
	その他	○ 県庁の率先実行 ○ デジタル化の推進 ○ 県試験研究機関での調査・研究等 ○ グリーンファイナンスの活用 ○ 自然を活用した社会課題の解決

#### (6) 指標の設定

- 施策分野ごとに、施策の効果を象徴的に表す「指標」を設定する。
- 現行計画では、施策分野ごとに設定した「重点施策」について、年度ごとに数値目標を設定し、主にその数値により進捗状況点検を行ってきた。しかし、環境施策の効果は、短期間ではその効果が反映されにくいことから、中長期的な視点でその傾向を見極め、評価する必要がある。
- そこで、改定計画の指標では、計画の最終年度（2030（令和12）年度）に目指す数値のみを設定し、そこに向けて、どの程度進捗しているかといった観点で、各施策の実施状況も踏まえながら、各分野の現状を把握し、それをもって計画の進行管理を行う。

施策分野	指標名	現状値	2030年の数値	備考
気候変動への対応	県内の温室効果ガス排出量（2013年度比）	△ 19.3% (2020年度)	△ 50%	神奈川県地球温暖化対策計画に基づき設定
自然環境の保全	生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合（県民ニーズ調査結果）	48.8% (2022年度)	60.0%	かながわ生物多様性計画に基づき設定
	県内の陸域及び内水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合	32.13% (77,643ha) (2022年度)	32.20% (77,800ha)	

循環型社会の形成	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	631 g/人・日 (2021 年度)	608 g/人・日	神奈川県循環型社会づくり計画に基づき設定
	産業廃棄物の排出量	1,714 万 t (2021 年度)	1,826 万 t	
	不法投棄等（不法投棄及び不適正保管）の残存量	15.0 万 t (2021 年度)	前年度より減少	
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値	8.9 $\mu$ g/m <sup>3</sup> (2022 年度)	前年度より削減	年平均値の環境基準は 15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下
	東京湾の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率	63.6% (2022 年度)	72.7%	11 水域中 8 水域の環境基準達成を目標として設定

#### (7) 進行管理

- 毎年度の進捗状況は、施策分野ごとに設定した指標と各個別計画に基づく施策の取組状況から、多角的かつ総合的に分野全体の進捗を評価する。
- 県は進捗状況を環境審議会に報告し、環境審議会は今後の計画推進に際して必要な意見を述べる。
- 環境審議会の意見は、次年度以降の計画の推進及び次回の計画見直しの際に活用する。

#### (8) 計画の見直し

環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

### 4 今後のスケジュール（予定）

- 令和 5 年 9 月 県議会へ素案を報告
- 10 月 県民意見募集、市町村への意見照会
- 12 月 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申
- 令和 6 年 2 月 県議会へ改定議案を提出
- 3 月 計画改定